5 文科高第 276 号 障発 0526 第 2 号 令和 5 年 5 月 26 日

各 道 府 事 都 県 知 各 指 定 都 市 長 市 核 各 中 市 市 長 各 関 寸 体 \mathcal{O} 長 地 長 方 厚 生. 支) 局 公立大学法人の 各 殿 大学を設置する各地方公共団体の長 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する公立大学法人を設立する 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長 (公印省略)

厚生労働省社会・援護局 障 害 保 健 福 祉 部 長 (公 印 省 略)

「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の 取扱い等について」の一部改正について

公認心理師法(平成27年法律第68号)第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等については、「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」(平成30年1月31日29文科初第1390号・障発0131第2号)により実施してきたところですが、今般、別添のとおり公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について改正しましたので、公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について改正しましたので、公認心理師試験の受験資格認定に当たっては、この取扱い等によることとし、令和5年5月26日から施行することとしましたので通知します。

「本件担当]

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 精神·障害保健課公認心理師制度推進室

電話:03-5253-1111 (内線 3113)

E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp